平成２８年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目７番５－２号
債務者　牡丹　政二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　勝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４号
高知県幡多郡黒潮町入野5196番地22
債務者　埜下　真樹
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　充大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５１６６号
大阪市西淀川区姫里１丁目19番21号
債務者　和風割烹酒菜ごんこと　松尾　史朗
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６７号
大阪市西淀川区福町２丁目10番23号
債務者　松尾　美保
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１１号
奈良県大和高田市勝目23、住民票上の住所大阪市西区立売堀２丁目５番10―1004号
債務者　北川惠一郎
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２号
岩手県九戸郡洋野町帯島第１地割62番地
債務者　大沢　明宏
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１８４号
和歌山市松江東２丁目３番14号　プリシエール北川105
債務者　濱口　和万
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１２６号
札幌市西区八軒10条東４丁目２番30―102号
債務者　中川　栄司
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６７号
札幌市北区屯田２条３丁目５番33号
債務者　星　喜恵子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
札幌市中央区大通西15丁目１番地13　ニューライフ大通公園306号
債務者　上中　弘康
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
札幌市中央区南29条西11丁目５番19―208号
債務者　酒井　暘子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
札幌市北区新川２条２丁目10番18―313号
債務者　高木　祐二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
札幌市白石区栄通16丁目５番21―310号
債務者　穴田　慶佑
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
北海道留萌市旭町２丁目１―11　高橋ミサ方、住民票上の住所北海道留萌市見晴町６丁目47番地
債務者　石橋　　彰
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第３７５号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地346
県営上平田アパート２号棟13号
債務者　山崎千鶴子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３８６号
相模原市緑区東橋本４丁目４番13号
債務者　永来　和美
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４２３号
神奈川県座間市入谷１丁目387番地の１
ヴェルアージュ座間404号
債務者　田内　広幸
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部